

保発 0401 第 1 号-1

平成 26 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査
国庫補助金の実施について

標記については、「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助について」（平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省発保 0401 第 3 号-1 厚生労働事務次官通知）によるほか、別紙「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金実施要綱」により行うこととし、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村に対する周知につき配慮願いたい。

(別紙)

平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険
特定健康診査国庫補助金実施要綱

1 実施主体

事業の実施主体は、市町村又は特別区（以下「市町村」という。）とする。

2 対象者

「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助について」（平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省発保 0401 第 3 号－1 厚生労働事務次官通知）の別紙「平成 26 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に規定する避難指示区域等（注 1）及び旧緊急時避難準備区域等（注 2）の国保被保険者は、次のいずれかの要件に該当する者を対象とする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っているもの。
- (2) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの。
- (3) 原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っているもの。
- (4) その他上記の（1）から（3）までに準じる者として市町村が認めたもの。

※ (1) 及び (2) については指示のあった日から、(3) については、通知を受けた日から、それぞれ平成 26 年度実施分の特定健康診査に係る費用について補助対象とする。

なお、平成 27 年 3 月末日までの間において当該指示又は特定が解除又は再編されたものについても、別途定める日までの間に実施した特定健康診査に係る費用について補助対象とする。

ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層（注 3）の被保険者に対して平成 26 年 10 月 1 日以降に実施したものを除く。

(注 1) ①帰宅困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう

(注 2) ①旧緊急時避難準備区域、②指定が解除された特定避難勧奨地点の 2 つの区域等をいう。

(注 3) 世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成 25 年度の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

3 事業内容

事業の内容は、交付要綱の 3 に規定する避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者に対する次の特定健康診査事業とする。

(1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成

避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者（東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に他市町村へ転出した者を含む。）から徴収を免除した特定健康診査に係る自己負担金について補助する。

(2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成

避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者が避難先の健診機関等において特定健康診査を受診した場合に係る費用について、特定健康診査受診時に加入している市町村に請求があった場合、

仮に避難前の居住地の健診機関等で特定健康診査を行った場合の費用との差額について補助する。

4 請求主体

交付要綱の3に規定する交付対象事業に係る補助金については、特定健康診査受診時に被保険者が加入する市町村において交付申請を行うこととする。

なお、避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等の国保被保険者が東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に被用者保険若しくは国民健康保険組合の被保険者又は被扶養者となり、特定健康診査を受けた場合においては、別に定める交付要綱、実施要綱に従い、当該特定健康診査受診時の被用者保険若しくは国民健康保険組合の被保険者が補助金の申請を行うこととする。

◎ 東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金実施要綱新旧対照表

(平成 26 年 4 月 1 日保発 0401 第 1 号－1 厚生労働省保険局長通知)

(傍線の部分は改正部分)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>別紙</p> <p><u>平成 26 年度</u>東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者</p> <p>「<u>平成 26 年度</u>東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助金について」(<u>平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省発保 0401 第 3 号－1 厚生労働事務次官通知</u>)の別紙「<u>平成 26 年度</u>東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の 3 に規定する<u>避難指示区域等(注 1)及び旧緊急時避難準備区域等(注 2)</u>の国保被保険者は、次のいずれかの要件に該当する者を対象とする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 15 条第 3 項の規定による立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っているもの。</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法<u>第 20 条第 2 項</u>の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつてい</p> <p>るもの。</p> <p>(3) 原子力災害対策特別措置法<u>第 17 条第 9 項</u>の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っているもの。</p> <p>(4) その他上記の(1)から(3)までに準じる者として市町村が認めたもの。</p> | <p>別紙</p> <p>平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者</p> <p>「平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助金について」(平成 25 年 10 月 4 日厚生労働省発保 1004 第 5 号厚生労働事務次官通知)の別紙「平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査国庫補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の 3 に規定する避難指示等対象地域の国保被保険者は、次のいずれかの要件に該当する者を対象とする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 15 条第 3 項の規定による立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っているもの。</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつてい</p> <p>るもの。</p> <p>(3) 原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っているもの。</p> <p>(4) その他上記の(1)から(3)までに準じる者として市町村が認めたもの。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>※ (1) 及び (2) については指示のあった日から、(3) については、通知を受けた日から、それぞれ平成26年度実施分の特定健康診査に係る費用について補助対象とする。</p> <p>なお、平成27年3月末日までの間において当該指示又は特定が解除又は再編されたものについても、別途定める日までの間に実施した特定健康診査に係る費用について補助対象とする。</p> <p><u>ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層（注3）の被保険者に対して平成26年10月1日以降に実施したものを除く。</u></p> <p><u>（注1）①帰宅困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点（ホストポイント）の4つの区域等をいう。</u></p> <p><u>（注2）①旧緊急時避難準備区域、②指定が解除された特定避難勧奨地点の2つの区域等をいう。</u></p> <p><u>（注3）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成25年度の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯</u></p> <p>3 事業内容 事業の内容は、交付要綱の3に規定する次の特定健康診査事業とする。 <u>区域等の国保被保険者に対する次の特定健康診査事業とする。</u> (1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 <u>避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等</u>の国保被保険者（東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に他市町村へ転出した者を含む。）から徴収を免除した特定健康診査に係る自己負担金について補助する。 (2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成 <u>避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等</u>の国保被保険者が避難先の健診機関等において特定健康診査を受診した場合に係る費用について、特定健康診査受診時に加入している市町村に加入している市町村に請求があった場合、仮に避難前の居住地の健診機関等で特定健康診査を行った場合の費用との差額について補助する。</p> | <p>※ (1) 及び (2) については指示のあった日から、(3) については、通知を受けた日から、それぞれ平成25年度実施分の特定健康診査に係る費用について補助対象とする。</p> <p>なお、平成26年3月末日までの間において当該指示又は特定が解除又は再編されたものについても、別途定める日までの間に実施した特定健康診査に係る費用について補助対象とする。</p> <p>3 事業内容 事業の内容は、交付要綱の3に規定する<u>避難指示等対象地域の国保被保険者</u>に対する次の特定健康診査事業とする。 (1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 避難指示等対象地域の国保被保険者（東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に他市町村へ転出した者を含む。）から徴収を免除した特定健康診査に係る自己負担金について補助する。 (2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と市町村が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成 <u>避難指示等対象地域の国保被保険者</u>が避難先の健診機関等において特定健康診査を受診した場合に係る費用について、特定健康診査受診時に加入している市町村に請求があった場合、仮に避難前の居住地の健診機関等で特定健康診査を行った場合の費用との差額について補助する。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>4 請求主体</p> <p>交付要綱の3に規定する交付対象事業に係る補助金については、特定健康診査受診時に被保険者が加入する市町村において交付申請を行うこととする。</p> <p>なお、<u>避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等</u>の国保被保険者が東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に被保険者若しくは国民健康保険組合の被保険者又は被扶養者となり、特定健康診査を受けた場合には、別に定める交付要綱、実施要綱に従い、当該特定健康診査受診時の被用者保険若しくは国民健康保険組合の被保険者が補助金の申請を行うこととする。</p> | <p>4 請求主体</p> <p>交付要綱の3に規定する交付対象事業に係る補助金については、特定健康診査受診時に被保険者が加入する市町村において交付申請を行うこととする。</p> <p>なお、<u>避難指示等対象地域の国保被保険者</u>が東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に被用者保険若しくは国民健康保険組合の被保険者又は被扶養者となり、特定健康診査を受けた場合には、別に定める交付要綱、実施要綱に従い、当該特定健康診査受診時の被用者保険若しくは国民健康保険組合の被保険者が補助金の申請を行うこととする。</p> |